

# 重要事項説明書

ユニット型特別養護老人ホーム 豊園荘  
(指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人 はびねす福社会

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛媛県指定第3870500083号)

当施設はご利用者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 事故発生時の対応について
8. 苦情の受付について

## 「特別養護老人ホーム豊園荘」重要事項説明書

当施設はご利用者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

### 1. 施設経営法人

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 はびねす福祉会     |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号 |
| (3) 電話番号  | 0897-31-5000       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 長野 芳夫          |
| (5) 設立年月日 | 平成2年12月21日         |

### 2. ご利用施設

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類    | ユニット型指定介護老人福祉施設<br>平成12年4月1日指定 愛媛県第3870500083号  |
| (2) 施設の目的    | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対して、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。<br>この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称    | 特別養護老人ホーム 豊園荘   |
| (4) 施設の所在地   | 愛媛県新居浜市船木甲2216番地の29   |
| (5) 電話番号     | (0897) 40-1111  |
| (6) FAX番号    | (0897) 40-1112  |
| (7) 施設長(管理者) | 石川 直人   |
| (8) 当施設の運営方針 | 老人福祉法の基本理念及び老人福祉施設倫理要綱に基づき、老人が健全で安心した生活ができるよう、愛情と奉仕の精神をもって運営にあたり、利用者の一人一人のニーズと意思を尊重し、明るく家族的な雰囲気のもと、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。   |
| (9) 開設年月     | 平成3年4月1日  |
| (10) 入所定員    | 80人<br>(8ユニット構成、10人×7ユニット、11人×1ユニット)  |

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全て個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	80室	
合計	80室	
共同生活室	8室	
洗面設備	88カ所	
便所	91室	
浴室	10室	機械浴、特殊浴槽、一般浴
医務室	1室	
調理室	1室	
洗濯室	1室	汚物処理室9室
介護材料室	9室	
機能訓練室	1室	平行棒、ホットパック、マイクロ波
多目的ホール	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備等を含みます。

☆居室の変更：ご利用者又はご家族等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者又はご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

居住費として居住に係る室料と光熱水費

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員		
	常勤換算	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者）	1以上		1以上
2. 介護職員	24以上		24以上
3. 生活相談員	1以上		1以上
4. 看護職員	2以上	2以上	3以上
5. 機能訓練指導員	1以上		1以上
6. 介護支援専門員	1以上		1以上
7. 嘱託医師		1以上	1以上
8. 管理栄養士	1以上		1以上

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週 火・金曜日 12：45～13：45
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 : 9：00～17：30 16名 早 出 : 7：30～16：00 4名 遅 出 : 9：30～18：00 4名 夜 勤 : 17：15～ 9：15 4名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 : 9：00～17：30 3名
4. 機能訓練指導員	日 勤 9：00～17：30 1名

☆土日は上記と異なります。

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

##### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費と利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

## 〈サービスの概要〉

- ① 居室の提供
- ② 食事 当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体にご利用の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。  
(食事時間)  
朝食：7：30                      昼食：11：30                      夕食：17：00
- ③ 入浴 入浴又は清拭を週2回以上行います  
寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
  - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練
  - ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理
  - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑦ その他自立への支援
  - ・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
  - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
  - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

◇ <サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費、食費を加えた合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(令和6年4月1日以降の入所者)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 介護費(1日)	670円	740円	815円	886円	955円
2. 日常生活継続支援加算額(Ⅱ)	46円				
4. 看護体制加算(Ⅰ)	4円				
5. 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円				
6. 協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円(1月につき)				
7. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円(1月につき)				
8. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円(1月につき)				
9. 食費	①300円 ②390円 ③-1 650円 ③-2 1,360円 ④1,700円				
10. 居住費	①880円 ②880円 ③-1 1,370円 ③-2 1,370円 ④2,500円				
11. 介護職員等処遇改善(Ⅰ)	1日あたりの総保険利用額(1+2+3+4+5)×14.0% 円+1月あたりの総保険利用額(6+7+8)×14.0%円				
① 第1段階	62,522円	64,996円	67,647円	70,156円	72,594円
② 第2段階	65,312円	67,786円	70,437円	72,946円	75,384円
③ -1 第3段階	88,562円	91,036円	93,687円	96,196円	98,634円
③ -2 第3段階	110,572円	113,046円	115,697円	118,206円	120,644円
④ 第4段階	156,142円	158,616円	161,267円	163,776円	166,214円

その他(外泊時加算)246円、(初期加算)30円を対象期間中はご負担頂きます。

療養食加算 6円/回(1日に3回を限度として算定)対象となった場合。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

<施設の体制および利用者の状態に応じて下記のサービスを提供した場合は、その料金をいただきます。>

(日常生活継続支援加算)

重度の認知症および要介護者の高いご利用者が多く入所しており、かつ、たんの吸引等が必要なご利用者の占める割合が一定以上、入所している場合。

1. サービス利用料金	460円
2. うち、介護保険から給付される金額	414円
3. 自己負担額(1-2)	46円

(看護体制加算Ⅰ)

常勤の看護師を1名以上配置している場合。

1. サービス利用料金	40円
2. うち、介護保険から給付される金額	36円
3. 自己負担額(1-2)	4円

(看護体制加算Ⅱ)

看護職員を基準以上配置しており、当該事業所の看護職員により24時間連携体制を確保している場合。

1. サービス利用料金	80円
2. うち、介護保険から給付される金額	72円
3. 自己負担額(1-2)	8円

(夜勤職員配置加算)

介護職員または看護職員を基準以上に配置している場合。

1. サービス利用料金	180円
2. うち、介護保険から給付される金額	162円
3. 自己負担額(1-2)	18円

(個別機能訓練加算) (Ⅰ)

機能訓練指導員により、個別の機能訓練実施計画を策定し、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行った場合。

1. サービス利用料金	120円
2. うち、介護保険から給付される金額	108円
3. 自己負担額(1-2)	12円

(個別機能訓練加算) (Ⅱ)

個別の機能訓練実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合。

1. サービス利用料金	200円
2. うち、介護保険から給付される金額	180円
3. 自己負担額(1-2)	20円

(協力医療機関連携加算) (Ⅰ)

協力医療機関(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項本文(同令第49条において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関をいう。)との間で、ご利用者の同意を得て、当該ご利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合。

1. サービス利用料金	500円
-------------	------

2. うち、介護保険から給付される金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

(高齢者施設等感染対策向上加算) (I)

第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している・指定介護老人福祉施設基準第1項本文(同基準第49条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下「協力医療機関等」と)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下同じ)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合。

1. サービス利用料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1-2)	10円

(高齢者施設等感染対策向上加算) (II)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合。

1. サービス利用料金	50円
2. うち、介護保険から給付される金額	45円
3. 自己負担額(1-2)	5円

(科学的介護推進体制加算) (I)

ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。

1. サービス利用料金	400円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. 自己負担額(1-2)	40円

(科学的介護推進体制加算) (II)

科学的介護推進体制加算(I)に規定する情報に加えて、ご利用者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出している場合。

1. サービス利用料金	500円
2. うち、介護保険から給付される金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

(経口移行)

経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合、また、経口より食事を摂取している利用者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、内視鏡等で適切に評価され、経口による摂食を進めるために特別な管理を行った場合(ただし、経口移行計画が作成された日から起算して180日以内)。

1. サービス利用料金	280円
2. うち、介護保険から給付される金額	252円
3. 自己負担額(1-2)	28円

(経口維持) (I)

経口により食事を摂取するご利用者で、著しい摂取機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に対し、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための管理栄養士による特別な管理を行った場合(ただし、経口維持計画が作成された日の属する月から6か月以内)。

1. サービス利用料金	4000円
2. うち、介護保険から給付される金額	3600円
3. 自己負担額(1-2)	400円

(経口維持) (II)

経口により食事を摂取するご利用者で、摂取機能障害を有し水飲みテスト等により誤嚥が認められる方に対し、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための管理栄養士による特別な管理を行った場合(ただし、経口維持計画が作成された日の属する月から6か月以内)。

1. サービス利用料金	1000円
2. うち、介護保険から給付される金額	900円
3. 自己負担額(1-2)	100円

(口腔衛生管理加算)

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。

1. サービス利用料金(1月当たり)	900円
2. うち、介護保険から給付される金額	810円
3. 自己負担額(1-2)	90円

(療養食提供)

医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合(経口移行加算又は経口維持加算を算定している方は算定しない)。

H30年4月より、サービス利用料金1食=60円になる。下記は1日分の記載。

1. サービス利用料金	180円
2. うち、介護保険から給付される金額	162円
3. 自己負担額(1-2)	18円

(認知症行動・心理症状緊急対応加算)

医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に施設で受け入れを行い評価を行った場合(入所した日から7日を限度として算定)。

1. サービス利用料金	2000円
2. うち、介護保険から給付される金額	1800円
3. 自己負担額(1-2)	200円

(外泊時費用)

ご利用者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合に所定の料金に代えてお支払いいただく利用料金は、下記のとおりです。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は所定の料金となり、この6日には含まれません。(契約書第20条、第22条参照)(1月に6日を限度とする)。

入院期間中にあつては、そのベッドを短期入所生活介護に活用させていただきます。  
この場合には、外泊時の費用は発生いたしません。

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額(1-2)	246円

(初期加算)

ご利用者が入所した日から30日以内の期間、または30日を超える病院または診療所への入院後に再び入所した場合に初期加算としてお支払いいただく利用料金は、下記のとおりです。

1. サービス利用料金	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

(介護職員等処遇改善加算Ⅰ)

介護職員等への賃金改善及び技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に創設された加算です。

当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外される。

1日あたりの総保険利用額(自己負担額) × 14.0% 円
-------------------------------

(在宅復帰支援機能加算)

ご利用者が退所後、住み慣れた在宅での生活を送ることができるように、入所した施設がご利用者やご家族と共に具体的な目標や方針を定め、ご利用者が退所後の在宅生活についても、本人や家族の意向も踏まえながら支援ができるように、施設と在宅の各担当者が情報を提供し、支援を行った場合(1日につき)。

1. サービス利用料金	100円
2. うち、介護保険から給付される金額	90円
3. 自己負担額(1-2)	10円

(在宅・入所相互利用加算)

複数人による施設への定期的・継続的な入所を実施することにより、地域住民の在宅継続を支援した場合(1日につき)。

1. サービス利用料金	400円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. 自己負担額(1-2)	40円

(外泊時在宅サービス利用費用)

ご利用者に対して居宅における外泊を認め、施設により提供される在宅サービスを利用した場合は1月に6日を限度として算定可。

1. サービス利用料金	5600円
2. うち、介護保険から給付される金額	5040円
3. 自己負担額(1-2)	560円

(退所時情報提供加算)

ご利用者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該ご利用者の同意を得て、当該ご利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該ご利用者の紹介を行った場合に、ご利用者1人につき1回に限り算定する。

1. サービス利用料金	2 5 0 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2 2 5 0 円
3. 自己負担額(1-2)	2 5 0 円

(再入所時栄養連携加算)

ご利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。

(入所者1人につき1回を限度)。

1. サービス利用料金	2 0 0 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 8 0 0 円
3. 自己負担額(1-2)	2 0 0 円

(褥瘡マネジメント加算)

ご利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合。

(1月につき)。

1. サービス利用料金	3 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2 7 円
3. 自己負担額(1-2)	3 円

(排せつ支援加算)

ご利用者が排泄障害等のため、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合(1月につき)。

1. サービス利用料金	1 0 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	9 0 円
3. 自己負担額(1-2)	1 0 円

☆別紙の看取り介護に関する指針に基づき、ターミナルケアに取り組みます。

(看取り介護)

医師の医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断された場合、当施設における看取り介護指針に基づき、ご利用者又はご家族様との同意の基で作成された介護に関わる計画に沿った看取り介護を行った場合、死亡日以前45日を上限とし1日につきお支払いいただく利用料金は、下記のとおりです。(当施設において亡くなられた場合)

○死亡日以前31～45日

1. サービス利用料金	7 2 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6 4 8 円
3. 自己負担額(1-2)	7 2 円

○死亡日以前4～30日

1. サービス利用料金	1 4 4 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 2 9 6 円
3. 自己負担額(1-2)	1 4 4 円

○死亡日の前日、前々日

1. サービス利用料金	6,800円
-------------	--------

2. うち、介護保険から給付される金額	6,120円
3. 自己負担額(1-2)	680円

○死亡日

1. サービス利用料金	12,800円
2. うち、介護保険から給付される金額	11,520円
3. 自己負担額(1-2)	1,280円

\*看取り介護加算の報酬請求は、お亡くなりになった月に行うため、退所等の翌月に、自己負担額の請求を行う場合もあります。

\*情報の共有を円滑に行う為に、医療機関等に対する情報提供および状態を尋ねる場合に、医療機関等が施設に対して本人の状態を伝えることに同意していただきます。

☆看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する考え方

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という。）が必要になっても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設に入所していただけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を国の指針に基づき一定の条件の下、必要時に、医師・看護職員との連携にて介護職員も行います。実施にあたっては、別紙指針に基づき取り組みます。

◇施設の居住費・食費の負担額

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が軽減され、負担限度額が日額で設定されます。

対象者		区分	居住費(居住の種類により異なります)	食費
			ユニット型個室	
生活保護等を受給されている方		利用者 負担段階 1	880円 (2.6万円)	300円 (0.9万円)
世帯全員 (世帯を 分離して いる配偶 者を含む)	市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方		利用者 負担段階 2	880円 (2.6万円)
	市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	利用者 負担段階 3		1,370円 (4.2万円)
	市区町村民税を課税されていない方で上記第2 段階以外の方	利用者 負担段階 4	2,500円	1,700円
上記以外の方 施設との契約により設定されます。			2,066円 (6.3万円)	1,445円 (4.4万円)
なお、利用者負担段階3までの方に保険より補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は右記のとおりです。				

※食費・部屋代の負担軽減の見直しについて（H27.8.1より）

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

- ・預貯金等の金額が単身で500～650万、配偶者がいる方で合計1,500～1,650万円以上の方は負担軽減の対象外になります。

※食費・部屋代の負担軽減の見直しについて（R3.8.1より）

在宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるようになります。

※介護保険の自己負担2割について（H27.8.1より）

基本的に65歳以上の方（第1号被保険者）であり、本人の所得金額が160万円以上、220万円未満（年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満）の方が対象者であり、利用者負担が引き上がります。

※介護保険の自己負担3割について（H30.8.1より）

基本的に65歳以上の方（第1号被保険者）であり、現役並みの所得のある方には利用者負担が3割に引き上がります。本人の合計所得金額が220万円以上（年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円以上）の方が対象者であり、利用者負担が引き上がります。

- ・ 65歳以上の方（第1号被保険者）で本人の所得金額が160万円未満の方と、40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担です。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒類を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

1ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます（基本第3月～水）。利用料金：実費（1回2,000円程度）

[美容サービス]

1ヶ月に1回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。利用料金：実費（1回4,000円程度）

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです（基本、現金の持ち込みはご遠慮願います）。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりする物：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。○利用料金は無料です。

#### ④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：状況により材料代等の実費をいただくことがあります。

##### i) 主なレクリエーション行事予定

月	行事とその内容（例）
1月	新年会：お食事会及び福引きを行い、新年をともに祝いたしたいと思います。
2月	節分：豆まきを行い1年の福を集めたいと思います。
3月	ひな祭り：おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。
4月	お花見：池田池公園、施設園庭 ショッピング
5月	母の日会 芍薬見物：マイントピア別子
6月	菖蒲見物：池田池菖蒲園 父の日会 ショッピング：行き先は、ご希望により決定します。
7月	七夕祭り
8月	夏祭り
9月	敬老会
10月	お月見 秋祭り
11月	紅葉見物
12月	クリスマス会 餅つき
その他	誕生会：誕生月にあたる方に花を贈り誕生会食にてお祝いします。

##### ii) クラブ活動

書道、茶道、華道、読書、ハンドベル、コーラス、手芸、押し花、カラオケ（材料代等の実費をいただくことがあります。）

#### ⑤ 入院時日常生活用品購入代行サービス(無料)

#### ⑥ 日常生活用品購入代行サービス(無料)

#### ⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

ただし、ご利用者が通常必要となるおむつの枚数を超えて使用を希望される場合及

び特定製品をご指定される場合は、ご利用者及びご家族等と相談させていただき、希望枚数については実費購入していただく場合があります。

⑧ 契約書第 21 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、介護度に応じ次のとおり請求させていただきます。

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円

・ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合で、事情により退所できない期間の料金：5,000円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算をしてご請求しますので、事業所が指定する方法によりお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

・月末締め翌月の25日に口座引落としになります。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)他の医療機関でも診療等可です。

協力医療機関

医療機関の名称	愛媛労災病院
所在地	新居浜市南小松町13番27号
診療科	内科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、総合診療科

医療機関の名称	住友別子病院
所在地	新居浜市王子町3番1号
診療科	内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、形成外科、脳神経外科、眼科、婦人科

医療機関の名称	岩崎病院
所在地	新居浜市中萩町2番5号
診療科	内科、外科、小児科、循環器科、胃腸科、放射線科、理学診療科、消化器科

医療機関の名称	駅前医院
所在地	新居浜市坂井町一丁目7番4号
診療科	整形外科

## ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	浅井歯科医院
所在地	新居浜市船木2366番地の1
診療科	歯科

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第15条参照）

- |  |
|--|
| <p>① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（但し、ご利用者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。また、平成27年4月1日以降の入所された方は要介護2以下になった場合も対象に含まれる。）</p> <p>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> <p>⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> |
|--|

### （1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |  |
|--|
| <p>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</p> <p>② ご利用者が入院された場合</p> <p>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</p> <p>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</p> <p>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</p> <p>⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</p> |
|--|

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### \* ご利用者が病院等に入院された場合の対応について \*

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

#### ②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。（入院7日目以降は所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。）

#### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

#### ④長期入院で契約解除した入居者の再受入れ

入所者が3ヶ月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であっても再入所の必要性が生じた場合、受入を行います。（療養上の問題がない場合）

## (3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談に適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付窓口（担当者）、第三者委員を設置し、苦情やご相談の解決に努めております。

○苦情解決責任者 施設長 石川 直人

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 関谷 展正

○第三者委員 岡崎 克也 (連絡先 37-2525)

中山 博道 (連絡先 41-7383)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:30

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。また、苦情受付ボックスを総合事務所前に設置しています。

### (2) 円滑迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①利用者からの相談・苦情等の申出があり、その案件が軽微なもので受付担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。

②受付担当者において対応できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者からの聞き取り、及び調査を行い上司に報告して、施設長を長とする関係者検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。

③相談・苦情等の処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況、（会議の状況、利用者への通知等）記録し保存する。

### (3) その他参考事項

日頃より苦情の出ることのないようサービスの充実を図るとともに、相談苦情の案件について事業所内各種会議等において、職員の共通の課題として確認する。

### (4) 行政機関その他苦情受付機関

新居浜市役所 介護福祉課 介護保険担当係	所在地	新居浜市一宮町1丁目5番1号
	電話番号	(0897)65-1241
	FAX	(0897)37-3844
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	松山市高岡町101番地1
	電話番号	(089)968-8700
	FAX	(089)968-8717
	受付時間	8:30～17:15

## 9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価については、現在のところ実施しておりません。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建一部4階建

鉄筋造、木造平屋建

(2) 建物の延べ床面積 9,120.25㎡

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[老人福祉介護事業]	軽費老人ホーム ケアハウス ファミリア	
	平成 6年 3月 運営	定員30名
[短期入所生活介護事業]	平成12年 3月17日 指定	
	愛媛県3870500083号	定員20名
	平成27年 6月1日 空床型に変更	
[通所介護事業]	平成12年 2月25日 指定	
	愛媛県3870500083号	定員40名
	平成27年11月 1日 定員変更	定員30名
	平成28年 8月 1日 定員変更	定員35名
[居宅介護支援事業]	平成19年 5月10日	
	居宅介護支援事業所 はびねすへ統合	
[訪問入浴介護事業]	平成12年 1月 5日 指定	
	平成25年10月31日 廃止	
[有料老人ホーム事業]	住宅型有料老人ホーム C A S A船木	
	平成28年 4月 1日 開設	22部屋/定員25名

### 2. 職員の配置状況

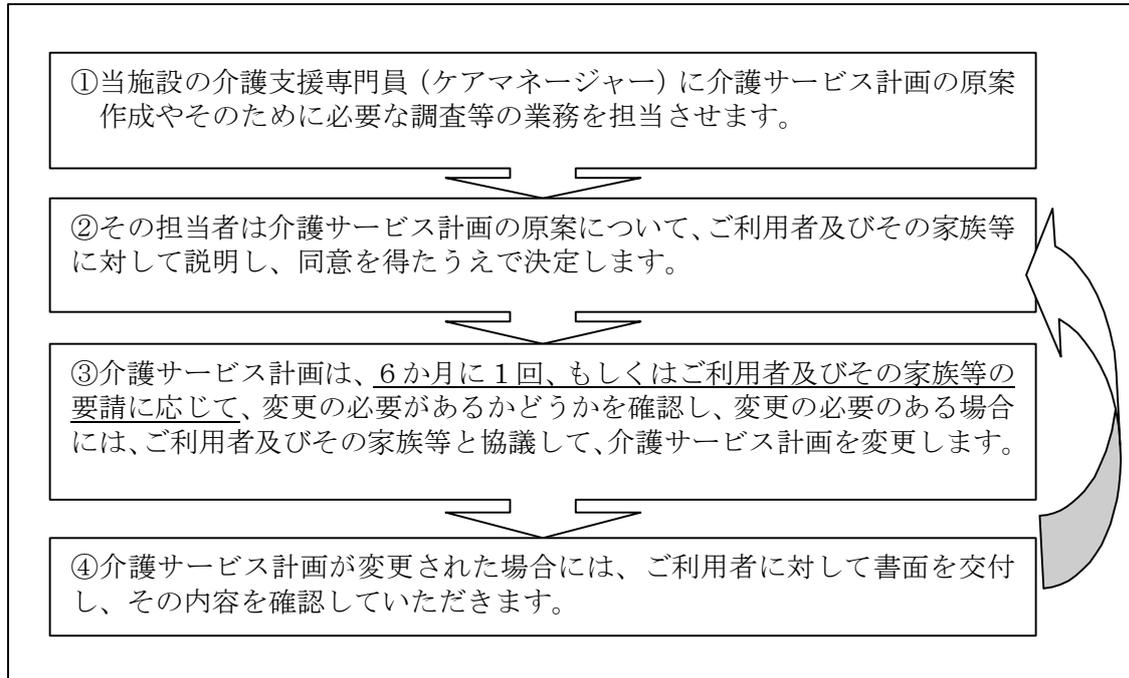
#### <配置職員の職種>

介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置していません。
生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員（短期入所生活介護含む）を配置しています。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。
医師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名以上の嘱託医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



#### 4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧していただけます。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物 : 刃物及びこれに準ずる危険物  
火災の発生する恐れのある器具等
- ② その他 : 居室に置けない大きな物(家具等、馴染みのものの持込みは可能です。)
- ③ 動物 : 小動物を含む一切の生き物

##### (2) 面会

- ① 面会時間 午前9:00～午後8:00
- ② 面会者は、必ずその都度事務所前カウンターに設置してあります面会記録用紙に記入をお願い致します。
- ③ 面会される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。持ち込まれる場合は、看護職員又は介護職員の承諾を得て下さい。なお、当施設並びにサービス従業者に対する心付等は、堅くご辞退申し上げます。

##### (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、概ね1週間以内の期間で、ご利用者の宿泊開始日の7日前までにお申し出下さい。

##### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合

には、重要事項説明書5（1）利用料金表に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

**（5）施設・設備の使用上の注意**

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○新規ご入所していただくときに、居室の設えとしてカーテン、三段ボックス、ゴミ箱等につきましては、ご本人さん負担としますのでご準備願います。

**（6）喫煙**

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## **6. 損害賠償について**

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

以上、介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 豊園荘

説明者職名 生活相談員 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

なお、正当な理由がある場合は、利用者又はその家族等の個人情報を用いることに同意します。

本人（ご利用者）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族（又は身元引受人）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。